

パキスタン:特許法改正

改正前のパキスタン特許法では、審査官に対し、パキスタンにおける出願日から18ヶ月以内に特許出願の審査結果を特許庁長官に報告することが義務付けられていました。

これに対し、2006年8月3日に公開された改正特許法により、この規定が撤廃されました。そのため現在、パキスタン特許法では、審査官が特許庁長官へ審査結果を報告する法定期間は規定されていません。

以上